

令和6年長浜市農業委員会12月定例総会会議録

令和6年12月10日の午後2時15分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月分庁舎、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（36人）

会長

25番 將亦 富士夫

会長職務代理者

30番 池田 美由紀

委員

1番 稲田 司	2番 尚永 稔
3番 谷口 義信	4番 幸田 重徳
5番 脇坂 良平	6番 中川 半弥
7番 多賀 君子	8番 石橋 萬次郎
9番 阿辻 康博	10番 大塚 高司
12番 中川 亜希	13番 北川 富美子
14番 山口 衛	15番 清水 多枝子
16番 林 甚一郎	17番 片山 博之
18番 下司 治一	19番 宮元 孫善
20番 吉川 尚宏	21番 森 勘十
22番 中川 哲博	23番 弓削 美穂
24番 田中 義人	26番 大谷 正人
27番 伊藤 泰子	28番 多賀 正和
29番 廣部 重嗣	31番 間所 秀夫
32番 角田 功	33番 橋本 治太郎
34番 小林 治一良	35番 筒井 伸彦
36番 服部 昇司	37番 山内 祥子

2. 会議に欠席した委員

11番 宮澤 幸次

3. 会議に出席した職員

局長	宮川 芳一	次長	宮本 安信	参事	隼瀬 大典
副参事	中北 吉紀	副参事	近藤 英昭	主査	林 清次

4. 議案等

報告	農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報告	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
報告	農地の再利用届出について
議案第26号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第27号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第28号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第29号	土地改良事業参加資格交替承認について

5. 議事録署名委員

19番	宮元 孫善	20番	吉川 尚宏
-----	-------	-----	-------

午後2時15分開会

(事務局)

それでは、ご案内の時間がまいりましたので、長浜市農業委員会の12月の定例総会を開催させていただきます。

定例総会につきましては、委員総数37名のうち36名と過半数以上の委員にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまず会議の成立をご報告させていただきます。

次に事務局より報告と本日の会議次第についてご説明申し上げます。まず報告でございますが、11月19日に滋賀県農業会議の常設審議会が大津市の農業教育情報センターにおいて開催されましたので、会長にご出席いただいております。なお、今回は本市から諮問案

件はございませんでしたので、事務局は出席いたしておりません。また、11月20日に県・都市農業委員会連絡協議会の県内研修がございまして、会長、副会長にご参加をいただき、関ヶ原町の耕作放棄地の再生、それから、四日市市の農業センターもご視察いただきました。事務局も随行させていただいております。また、11月28日には、全国農業会議所の全国農業会議代表集会在東京都文京区の文京シビックホールにおいて開催されましたので会長にご出席をいただき、事務局で随行させていただいたところでございます。

報告は以上でございます。

続きまして、今月の審議事項につきましては、3条申請が12件、4条申請が2件、5条申請が5件、土地改良事業参加資格交替承認、その他、各種届出の報告がでございます。なお、今月の審議事項のうち、農地転用にかかる案件につきましては、去る12月3日に当番委員の、9番 阿辻委員、10番 大塚委員に現地調査をしていただきました。後ほど、ご説明いただきますので、よろしく願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出いたしております。

各議案につきましては、事務局からご説明いたしますが、個人情報にあたる部分は除いて説明いたしますので、ご了解をお願いいたします。また、質問等でご発言いただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、発言をお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。

この後の議事進行につきましては、長浜市農業委員会総会会議規則第7条によりまして、会長が会議の議長となって進めていただきます。

会長、よろしく願いいたします。

(会長)

〈あいさつ〉

本日の欠席通告は、11番 宮澤幸次委員から欠席の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

議事録署名人を議長として報告、指名をさせていただきます。本日の議事録署名委員は長浜市農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定によりまして、会長において、19番 宮元孫善委員、20番 吉川尚宏委員を指名させていただきますので、よろしく願いします。

それでは会議に入ります。

まず報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第3条の3の権利取得による届出につきまして、11月中に届出がありました15件、計51,707㎡の農地の権利の取得につきまして、全て相続による所有権の取得の届出がありましたので、受理し受理書の交付をしております。農地法第3条の3の権利取得によります

届出の報告は以上でございます。

(会長)

続いて報告をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和6年12月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところではあります。

内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告します。

番号1、土地の表示、祇園町地先、畑1筆145㎡を住宅用地として利用したい旨の届出がありました。位置図についてはタブレットの1ページの地図をご覧ください。

届出地は集落の北部に位置します。周囲の状況は、東、西、南、北すべて宅地に囲まれております。

番号2、土地の表示、平方町地先、田1筆26㎡を公衆用道路として利用する旨の届出がありました。位置図についてはタブレットの2ページの地図をご覧ください。この案件には経緯書が添付されており、昭和50年代に住宅建設された際に生活道路として分筆され整備されました。

届出地は平方南町の集落の北部に位置します。周囲の状況は、東、西、北は宅地、南は道路です。

以上、4条届出にかかる報告を終わります。

(事務局)

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、令和6年12月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は10件の届出がありました。

届出地は、所有権の権利移動が伴い、都市計画法に規定されている市街化区域内の農地転用で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところではあります。

内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告します。

番号1、土地の表示、新庄寺町地先、田184㎡、畑58㎡、合計242㎡を売買により、駐車場、資材置場に転用したい旨の届出がありました。位置図についてはタブレットの3ページの地図をご覧ください。届出地は集落の南西に位置しております。周囲の状況は、東、南は道路、西、北は宅地です。

番号2は、開発行為許可申請と同時に手続きが行われた案件です。位置図についてはタブレッ

トの4ページの地図をご覧ください。土地の表示、祇園町地先、田2筆1,004㎡、畑10筆1,476㎡、合計2,480㎡を売買により分譲住宅にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の真ん中に位置します。周囲の状況は、東、北、西は宅地、南は道路です。

番号3・4・5は、番号2で説明しました開発地と隣接した案件です。

番号3、土地の表示、祇園町地先、畑1筆247㎡を売買により分譲住宅にするために転用したい旨の届出がありました。位置図についてはタブレットの5ページの地図をご覧ください。届出地は集落の真ん中に位置します。周囲の状況は、東、北、西は宅地、南は道路です。

番号4は、番号2で説明しました開発地と隣接した案件です。土地の表示、祇園町地先、畑1筆244㎡を売買により分譲住宅にするために転用したい旨の届出がありました。位置図についてはタブレットの6ページの地図をご覧ください。届出地は集落の真ん中に位置します。周囲の状況は、東、北、西は宅地、南は道路です。

番号5は、番号2で説明しました開発地と隣接した案件です。土地の表示、祇園町地先、畑2筆593.91㎡を売買により分譲住宅にするために転用したい旨の届出がありました。位置図についてはタブレットの7ページの地図をご覧ください。届出地は集落の真ん中に位置します。周囲の状況は、東、北、西は宅地、南は道路です。

番号6、土地の表示、室町地先、田1筆、畑1筆、166㎡を売買により宅地にするために転用したい旨の届出がありました。位置図についてはタブレットの8ページの地図をご覧ください。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東、南は農地、西は宅地、北は宅地です。

番号7、土地の表示、室町地先、田1筆701㎡を売買により住宅にするために転用したい旨の届出がありました。位置図についてはタブレットの9ページの地図をご覧ください。届出地は集落の西南に位置します。周囲の状況は、東、北は道路、西は農地、南は宅地で、区画整理事業用地です。届出地は、室町土地区画整理事業の事業区域内の農地で現在仮換地中のため、地番が仮換地地番となっていることから一般的な地番と異なります。

番号8は、開発行為許可申請と同時に手続きが行われた案件です。土地の表示、西上坂町地先、田6筆4,468㎡、畑6筆172㎡、合計4,640㎡を売買により分譲宅地にするために転用したい旨の届出がありました。位置図についてはタブレットの10ページの地図をご覧ください。届出地は集落の西側に位置します。周囲の状況は、南、北は道路、西は宅地、東は雑種地です。

番号9は、開発行為許可申請と同時に手続きが行われた案件です。土地の表示、新庄寺町地先、田1筆1,793㎡、畑5筆1,645㎡、合計3,438㎡を売買により宅地造成にするために転用したい旨の届出がありました。位置図についてはタブレットの11ページの地図をご覧ください。届出地は集落の真ん中に位置します。周囲の状況は、北、西は宅地、南は道路、西は宅地、東は雑種地です。

番号10、土地の表示、東上坂町地先、田1筆1,292㎡、畑1筆76㎡を売買により資材置場にするために転用したい旨の届出がありました。位置図についてはタブレットの12ページの地図をご覧ください。届出地は集落の真ん中に位置します。周囲の状況は、東、西、北は水路、南は宅地です。

以上、5条届出にかかる報告を終わります。

(事務局)

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和6年12月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

通常、農地の賃貸借等を解除、解約する場合には、原則、農業委員会の許可が必要となりますが、書面による合意解約の場合には、許可不要と定められており、解約した旨を農業委員会に通知することが義務付けられています。この規定に基づき、12月分として、農地法第18条の規定により農地の賃貸借契約を解約した旨の通知があった案件について報告します。

今月、農業委員会宛てに計42筆の解約の通知がありました。

内訳は、田41筆74,168㎡、畑1筆19㎡の解約です。

番号1～番号3は、相対による解約で、耕作目的の解約です。番号4は、農地中間管理事業による解約で、転用目的のための解約です。番号5は、相対による解約で、転用目的の解約です。番号6～番号18は、相対による解約で、耕作目的の解約です。番号19は、農地中間管理事業による解約で、耕作者自らが農地を取得するための解約です。番号20～番号42は、相対による解約で、耕作者死亡による解約で、現在、新たな耕作者が引き受けるために調整中です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(事務局)

農地の再利用届出について、令和6年12月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会農地転用後の農地復旧等にかかる事務処理要領第3の規定により受理しましたので報告します。なお、位置図については、タブレット13ページの地図をご覧ください。

届出地は集落の東側に位置します。周囲の状況は、東は農地、西は宅地、南は道路、北は農地です。これは、申請地について、昭和62年に農業用倉庫を移築する目的で農地法施行規則第5条の届出を受付け、現地に倉庫が移築されていました。しかしながら、建物が古くなり、周辺に危険が及ぶ可能性が出てきたため、倉庫の撤去作業が行われ、現在では畑として使用されております。土地所有者から、今後も引き続き畑として利用していくことになったことから、農地の再利用届出書を提出されました。

届出地については、現地調査において、畑作地として再開されている実態を確認できたことから、届出もやむを得ないと判断しました。また、事務処理要領の規定に基づき、農地基本台帳に農地として再登録するとともに、税務課にも農地として登録した旨を通知しております。

報告は以上です。会長、よろしく申し上げます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

ただいま、報告のありました5件について、ご質問等がありましたら、ご発言ください。

何かありませんか。

はい、角田委員。

(32番 角田委員)

5条届出の番号10ですけれども、タブレットの資料は畑76㎡になっています。しかし、紙の議案書は75㎡になっています。これは、どうなっていますか。

(事務局)

76㎡が正しいです。申し訳ございません。

(32番 角田委員)

76㎡ですね。転記ミスということですか。

(事務局)

紙の議案書が間違えておりました。

76㎡に訂正させていただきます。

大変申し訳ありません。

(32番 角田委員)

はい。

(会長)

はい。ありがとうございます。

その他、ありませんか。

ないようでしたら、議案審議に移りたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

(事務局)

議案第26号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和6年12月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は、3条申請が12件ございました。

農地法施行規則に定める必要な記載事項、及び必要書類に不備はありませんでしたので、受付けております。議案書の申請番号どおり順を追ってご説明いたします。なお、今までは議案書のみで説明をしておりましたが、今回から、現地の写真についてもタブレットのSide Booksにアップしております。場所は、現地写真Side Books掲載用にありますので、こちらも、併せてご覧ください。

それでは、説明させていただきます。議案書は22ページです。

番号1、土地の表示、湖北町青名地先の畑1筆202㎡を贈与にて権利を取得されるものです。ここで、先ほど申しあげましたSide Booksの現地写真をご覧ください。

見方を説明いたします。ページ上段に、それぞれ申請番号、所在、登記地目、現況と記載があります。現況の部分は、現地の状況について記載しています。例えば、雑草等がある場合でも、今後この土地を畑もしくは田として耕作をされていく地目を記載しています。併せて、面積の記載や、権利の種類、契約方法も記載しており、これらは、議案書のおりの内容です。また、その下に、現地の写真を掲載しています。ここで、注意事項を申しあげます。現地の写真に申請地を赤線で囲っていますが、これは分かりやすいように、申請地のおおむねの位置を表示しているものです。この土地の境界線を表しているものではありません。通常、境界をきっちりしようと思うと、その土地の所有者が、お隣の境界や道路などの公共用地との官民境界などの立ち合いを経るなどの行為が必要となります。よって、この現況写真の赤線は、分かりやすいように、おおむねの位置を表しているということをご承知おきいただきますようお願いいたします。

続きまして、現地の写真の右側ですが、この申請地の担当区域の委員様を記載しております。これは、今までどおり、申請があったのちに、この担当区域の委員様に資料を送付し、この担当区域の委員様に資料と現地確認等をしていただいております。今回はタブレットの配布もありましたので、途中からSide Books内に資料等をアップしてその旨LINE WORKS又は電話にてお願いをしております。

なお、今回、上程させていただいている3条申請の案件すべてについて、各担当区域の委員様からは、特に異論等はいただいておりますので、ご報告いたします。

そして、その下段に事務局が確認した日、事務局の確認者、現地の所見を記載しています。

それでは、改めて説明をさせていただきます。

申請番号1、土地の表示、湖北町青名地先の畑1筆202㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は、白地の畑で、現地は野菜の作付けがされておりました。譲渡人は遠方に居住しており管理することができないことから、申請地隣接に居住している耕作可能な譲受人と、今般、贈与により話がまとまり申請されたものです。

申請番号2、土地の表示、相撲庭町地先の畑1筆443㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は一部耕起、一部花が植えられておりました。譲渡人は管

理することができないことから、申請地隣接に居住し、申請地隣接の農地を耕作している譲受人と、今般、売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号3、土地の表示、石田町地先の登記地目田1筆1,038㎡と、畑1筆19㎡を贈与にて権利を取得されるものです。

1件の申請で、申請地が2筆ありますので、Side Booksの現地写真も申請番号3(1)と申請番号3(2)に分かれています。これら(1)と(2)の土地は隣接しています。申請地はいずれも青地の農地で、現地は野菜の作付けがされていました。申請地は、令和4年9月12日に農地法第3条による使用貸借の許可がされておりますが、今般、双方で贈与による所有権移転で話がまとまり申請されたものです。なお、1205番の登記地目は田ですが、従来から畑として利用されており、今後も引き続き、畑として利用するとのことです。

申請番号4、こちらも1件の申請で、申請地が2筆あります。土地の表示、相撲庭町地先の畑2筆339㎡を、贈与にて権利を取得されるものです。Side Booksの現地写真、申請番号4(1)が白地の畑で、現地は野菜の作付けがされていました。申請番号4(2)が青地の畑で現地は雑草も少なく管理されており、耕作再開が可能な状況です。譲渡人と譲受人は親戚同士の間柄です。譲渡人は遠方に居住しており管理することができないところ、譲受人が管理していましたが、今般、贈与で話がまとまり申請されたものです。

申請番号5、土地の表示、西浅井町岩熊地先の登記地目田1筆273㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の登記地目田で、現地は一部耕起、一部はビニールシートがかけられていました。譲渡人は元々西浅井町岩熊の方で、申請地の管理はされていましたが、耕作可能な譲受人の方が、譲渡人の元住居に移住されることとなり、今般、双方で売買の話がまとまり申請されたものです。

申請番号6、こちらも1件の申請で、申請地が2筆あります。土地の表示、三川町地先の田2筆3,233㎡を、売買にて権利を取得されるものです。Side Booksの現地写真、申請番号6(1)申請番号6(2)のとおり、申請地は隣接しています。いずれも青地の田で、現地は稲刈り後の状況でした。申請地は、基盤強化法による相対の利用権が設定された土地で、譲受人が耕作者となり耕作されていましたが、利用権の期間も切れ、今般、双方で売買の話がまとまり申請されたものです。

申請番号7、こちらは1件の申請で、申請地が6筆あります。土地の表示、新栄町地先の畑1筆80㎡と、南田附町地先の畑5筆618㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地はすべて白地の畑です。現地は、Side Booksの現地写真の申請番号7(1)から申請番号7(6)のとおりで、現地の状況はそれぞれ、雑草や一部ビニールシート、一部野菜の作付けなどがされており、なお、一部野菜の作付けがされている部分以外は、いずれも耕作再開が可能な状況です。本件は、空き家バンクからの案件です。譲受人は、申請地隣接の居宅に移住されるとともに、申請地を耕作することで話がまとまり、申請されたものです。

申請番号8、土地の表示、加田町地先の畑1筆297㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は雑草がありますが、耕作再開が可能な状況です。譲渡人は、

遠方に居住しており管理することができないことから、申請地隣接に居住している耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

申請番号9、土地の表示、小堀町地先の畑1筆198㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は市街化区域の白地の畑で、現地は一部野菜の作付けがされ、一部はビニールシートがありましたが、ビニールシート部分も耕作再開が可能な状況です。譲渡人は高齢となり管理することができなくなってきたことから、申請地隣接を耕作している譲受人と、今般、売買で話がまとまり、申請されたものです。

申請番号10、土地の表示、余呉町国安地先の畑1筆491㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は青地の畑で、現地は野菜の作付けがされていきました。譲渡人は遠方に居住しており管理することができず、以前から管理をされていた申請地に居住している譲受人と、今般、贈与で話がまとまり申請されたものです。

申請番号11、土地の表示、安養寺町地先の畑1筆211㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は野菜の作付けがされていきました。譲渡人と譲受人は親戚の間柄です。譲渡人は管理することができず、譲受人において管理されていたところ、今般、売買により話がまとまり申請されたものです。

申請番号12、こちらは1件の申請で、申請地が4筆あります。土地の表示、三川町地先の田4筆5,609㎡を売買にて権利を取得されるものです。Side Booksの現地写真の申請番号12 (1) は、青地の田となっています。現地は、稲刈り後の状況でした。12 (2) は、白地の田で、現地は、稲刈り後の状況でした。現地写真の申請番号12 (3) は、白地の登記地目田で、現地は雑草が繁茂していましたが、耕作再開が可能な状況です。なお、今後は、畑として利用されるとのことです。現地写真の申請番号12 (4) は、青地の登記地目田で、現地は少し雑草がありますが、耕作再開が可能な状況です。なお、今後は、畑として利用されるとのことです。これらの土地について、譲渡人は他町に居住しており、管理することができないことから、現況で田の部分については譲受人と違う方に耕作を依頼されていましたが、今般、譲受人と売買で話がまとまり申請されたものです。

以上、申請番号1から12につきましては、議案書の最後の方にあります長浜市農業委員会定例総会資料の1ページ、Side Booksでは31ページにあります許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得等をする農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から問題はなく、議案書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第26号について、事務局からの説明を終わらせていただきます。
会長、よろしく申し上げます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

ただいま説明のありました、議案第26号について、ご意見、ご質問等を承ります。

何かございませんか。

(会長)

はい、2番 尚永さん。

(2番 尚永委員)

お聞きしたいのですが、3条の申請番号12、三川町の案件についてです。

隣の田んぼを作らせてもらっていて、昔は浅井町の人が耕作されていましたが、現在は雑種地みたいになっています。以前、耕作されていた方が元気なうちは、野菜などを作っておられました。12番の譲受人が売買で権利を取得され、少し雑草があるとなっていますが、実際は雑種地みたいになっており、うまく管理できるのか心配しています。田んぼは、無理だと思います。排水もうまくいかないし、管理が難しいと思います。

(会長)

はい。事務局、お願いします。

(事務局)

はい。三川町の最後の案件は、登記地目は田ですが、譲受人に確認しましたところ、今後は、畑として利用していくとお聞きしております。

(会長)

はい、ありがとうございます。

他にありませんか。

(会長)

ないようでしたら採決に移りたいと思います。

議案第26号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので、申請どおり許可することといたします。

次に、議案第27号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、よろしくをお願いします。

(事務局)

議案第27号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和6年12月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

議案第27号につきましては、今月の締切りまでに2件の申請がありました。

書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほどご説明いたします。

備考欄に※印が記載されているものは、転用許可を受けずに農地が造成されている案件、顛末案件です。この顛末案件は、長らく農地以外として使用されてきた経緯があり、原状回復を求めることなく、顛末書の提出をもって許可手続きを進めるものです。

なお、案件については、去る11月21日に、農地等調査委員会の池田委員長をはじめ、6番中川半弥委員と11番 宮澤幸次委員と協議をし、総会に提出しております。

現地調査につきましては、令和6年12月3日に、9番 阿辻康博委員、10番 大塚高司委員にお願いし行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

申請番号1、川道町地先の案件です。タブレットの14ページの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせる時は許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの15ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、敷地の一部を農機具置場、農業用資材置場として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告いただきます。

(9番 阿辻委員)

番号1について報告します。16ページの航空写真をご覧ください。

番号1は、土地の表示、川道町地先、畑306㎡のうち209㎡、転用目的を農機具置場、農業用資材置場敷地とした申請です。

周囲の状況は、東は農地、西は宅地、南は宅地、北は宅地、農地です。17ページの写真をご覧ください。申請地はすでに造成されています。これは、自宅のすぐ横の土地で、無償で譲り受けた農地を農機具置場、農業用資材置場として使用するために埋め立てたものです。これまで農機具等を圃場に野晒しで保管していたため、防犯面からも自宅近くで管理する必要性を感じていたものの、対応できていなかったため、今回、取得した農地の一

部を農業用施設として使用するために造成されました。本人からは、農業用従事のため農機具置場として利用するなら、転用申請等をしなくても問題ないと誤った認識で埋め立ててしまったとの顛末書の提出を受けております。なお、農地等調査委員会において、この件に関して協議いただき、現状のままでの転用申請もやむを得ないとの判断をいただいております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で処理されており、隣接農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、富田町地先の案件です。タブレットの18ページの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。

続きまして、タブレットの19・20ページの土地利用計画図及び立面図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図及び立面図によりますと、敷地の中心付近に住宅を建築し、周辺部は駐車場、庭、花壇等として使用する計画となっております。本案件の詳細につきましても、大塚委員よりご報告いただきます。

(10番 大塚委員)

番号2について報告します。21ページの航空写真をご覧ください。

番号2は、土地の表示、富田町地先、畑521㎡、転用目的を一般住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は水路、西は宅地、南は水路、里道、北は宅地です。22ページの写真をご覧ください。実家近くに新たな住宅を建築することになり申請されたものです。なお、敷地の一部に農業用倉庫が建築されており、これは、先々代が40年ほど前に建築されたもので、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される予定で、処理できなかった分は、敷地東側及び南側の水路に排出される計画となっており、隣接地に農地もないため、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

会長、よろしく申し上げます

(会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま説明のありました議案第27号について、ご意見、ご質問を承りたいと思います。
はい、角田委員。

(32番 角田委員)

申請番号2番は一般住宅敷地ということですが、排水について、雨水は自然浸透ということでもございましたけれども、建物を建てる時の排水の方法というのは自然浸透で大丈夫なのですか。

(10番 大塚委員)

先ほど説明させていただきましたとおり、敷地東側及び南側の水路に排出する予定をしていますので、大丈夫だと聞いています。

(32番 角田委員)

わかりました。

自然浸透と聞いたので確認しました。

(会長)

写真で水路に蓋がしていますが、そちらの方に流すのですね。

はい。わかりました。

その他にありませんか。

(会長)

ないようでしたら、採決に移りたいと思います。

議案第27号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので申請通り許可することといたします。

次に、議案第28号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第28号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和6年12月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

議案第28号につきましては、今月の締切りまでに5件の申請がありました。書類審査のう

え、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に※印が記載されているものは、転用許可を受けずに農地が造成されている案件、顛末案件です。この顛末案件は、長らく農地以外として使用されてきた経緯があり、原状回復を求めることなく、顛末書の提出をもって許可手続きを進めるものです。

案件につきましては、先の議案第27号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出しております。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願ひします。

申請番号1、川道町地先の案件です。タブレットの23ページの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせる時は許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。

続きまして、タブレットの24ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、先の議案の番号1で申請されました申請地への進入路及び農機具置場として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告いただきます。

(9番 阿辻委員)

番号1について報告します。25ページの航空写真をご覧ください。

番号1は、土地の表示、川道町地先、畑215㎡、契約内容は売買で、転用目的を農機具置場、進入路とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は4条申請地、南は宅地、北は農地です。26ページの写真をご覧ください。先の議案第27号番号1でご審議いただいた土地に進入するための通路と農機具置場を計画され、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される計画となっており、隣接農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、南小足町地先の案件です。タブレットの27ページの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。

続きまして、タブレットの28ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、資材置場として使用する計画となっております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告いただきます。

(10番 大塚委員)

番号2について報告します。29ページの航空写真をご覧ください。

番号2は、土地の表示、南小足町地先、畑498㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は水路、西は道路、南は水路、北は農地です。

30ページの写真をご覧ください。自社の建設業に必要な資材置場を確保するために、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される予定で、処理できない分は、敷地北側に素掘りの水路を設置し、東側水路に排出される計画となっております、隣接農地への被害もないと判断できることから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、高月町東物部地先の案件です。タブレットの31ページの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの32ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、資材置場として使用する計画となっております。本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告いただきます。

(9番 阿辻委員)

番号3について報告します。33ページの航空写真をご覧ください。

番号3は、土地の表示、高月町東物部地先、田1,968㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は雑種地、西は道路、南は水路、北は水路です。34ページの写真をご覧ください。借受人が自社のポンプ資材の置場や、今後、着工する工場新設等に伴う各種資材等の置場を確保する必要があったため、貸出人と申請地を賃貸する話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される予定で、処理できない分は、敷地東側の水路を通じて、南側水路に排出される計画となっております、隣接農地もないことから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、内保町地先の案件です。タブレットの35ページの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。都市計画法上の用途区域に指定されている区域であることから、第3種農地と判断しており、原則、転用許可ができるため、許可相当と判断しています。地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。

続きまして、タブレットの36ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、8区画の分譲宅地として使用する計画となっております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告いただきます。

(10番 大塚委員)

番号4について報告します。37ページの航空写真をご覧ください。

番号4は、土地の表示、内保町地先、田2筆1,984㎡、契約内容は売買で、転用目的を分譲住宅用地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は宅地、北は道路です。38ページの写真をご覧ください。譲受人が分譲宅地として整備する計画を立て、譲渡人と申請地を購入する話がまとまり、申請されたものです。現地調査を行った結果、雨水、排水については、新設する側溝を通じて、敷地東側の道路側溝に排出する計画になっており、隣接農地もないことから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、月ヶ瀬町地先の案件です。タブレットの39ページの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。都市計画法上の用途区域に指定されている区域であることから、第3種農地と判断しており、原則、転用許可ができるため、許可相当と判断しています。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。

続きまして、タブレットの40・41ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、中古車置場として使用する計画となっております。本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告いただきます。

(9番 阿辻委員)

番号5について報告します。42ページの航空写真をご覧ください。

番号5は、土地の表示、月ヶ瀬町地先、田3筆・畑6筆1,927㎡、契約内容は売買で、転用目的を中古車置場とした申請です。

周囲の状況は、東は里道、西は雑種地、南は里道、北は農地です。43ページの写真をご覧ください。敷地南側で営んでいる中古車販売業の事業拡大のため、中古車置場の敷地を拡張することになり、譲渡人と申請地を購入する話がまとまり、申請されたものです。な

お、9月にも同様の申請が出されておりますが、すでに造成して中古車置場として使用されており、今回、新たに土地所有者との売買の話がまとまり、申請されております。また、現在、申請地東側の農地の所有者とも売買の話を進められており、いずれ、一級河川とJR北陸線と譲受人の所有地に囲まれた敷地全体を中古車置場として利用される予定である旨確認しております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される予定で、処理できない分は、敷地南側の素掘りの水路を通じて排出される計画となっており、隣接農地への被害もないと判断できることから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

説明は以上です。会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、ただいま説明のありました、議案第28号について、ご意見、ご質問等を求めます。

はい、多賀委員。

(28番 多賀委員)

申請番号4の内保町地先の案件ですが、この辺は新興住宅地というか分譲地が増えていますが、見た感じ水路もあまりなくて、高低差もなくて、排水する大きい川也没有せん。そういう所は、開発条件等があるのですか。

(会長) はい、どうぞ。

(事務局)

これは、開発の案件ですので、通常の排水計算等も含め、許可を得ております。今回の場合ですと、分譲住宅地の東側の道路側溝に流すというような計画で提出されています。その図面で、都市計画課と協議されております。まだ、正式な許可は下りておりませんが、開発の許可が下りるという確認はしています。

(28番 多賀委員)

図面上、計算上、きちんとしているなら大丈夫だと思いますが、近年の異常気象で、万一、豪雨が降った場合に、排水する河川がないと思います。この辺は元々農地だったので、用水とか排水しかなかったのが、大きい排水路がほぼないと思います。開発許可を審査する時は、そこら辺も居住される方のために、何か考えておいてもらった方がいいと思いま

すので、都市計画課の方に考えていただきますようお願いいたします。

(会長)

はい、どうぞ。

(事務局)

私の知る限りの知識でお答えしますと、下流域の部分についても想定した上で開発許可が出ていると思っておりますので、排出できないということであれば、一定の措置を求めることになると思いますので、この計画で許可する方向だと聞いています。そこら辺の想定しうるところは、勘案したうえで許可されると判断しています。詳細なところまでは聞いてはないので、これ以上のご回答はできませんが。

(28番 多賀委員)

今までは、田んぼだったので自然浸透が多かったと思いますが、これから、この周辺はどんどん住宅地になって行くと思います。大部分が舗装やコンクリートになっていくと、人工的な排水を作らないと排水できなくなる可能性が大きいと思いますし、雨水を下水道に全て流す訳にはいけないと思います。僕もはっきり覚えがないですけど、排水がオーバーしたような話も聞いたこともあるので、今後の検討課題に入れていただけるとありがたいです。以上です。

(会長)

はい。ありがとうございます。事務局の方から開発部局に、総会にて排水に関する懸念意見が出たことをお伝えいただきたいと思います。

確かに、多賀委員がおっしゃるように、この区域は、中学校と浅井支所の間の農地、それから、県道の左右は用途区域でどんどん開発される区域ということは決まっていますので、その辺、都市計画課は十分ご存じだと思いますが、委員の懸念は懸念としてお伝えいただきたいと思います。

その他ご意見はございませんか。

(会長)

ないようでしたら採決に移ります。

議案第28号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について申請通り許可することに賛成の方は挙手を願います。

(会長)

はい。ありがとうございます。

賛成全員でありますので、申請通り許可することといたします。

次に、議案第29号、土地改良事業参加資格交替承認について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第29号、土地改良事業参加資格交替承認について、このことについて、土地改良法第3条の規定に基づく承認について意見を求めます。令和6年12月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

総会資料の末尾にあります定例総会資料の3ページをご覧ください。土地改良法では、利用権設定がなされた農地の耕作者が土地改良区の組合員となっておりますが、旧来から、土地所有者を組合員として運営されている土地改良区では、耕作者と所有者が合意の下で、参加資格交替申出書を取りまとめて、参加資格者を耕作者から土地所有者に交替し、法律との整合を図られています。ただ、交替手続きを行う際に、土地改良法において、農業委員会の承認を求めることが義務付けられており、交替申出案件があれば、その承認依頼を受けています。

今回の資格交替申出者は、土地改良事業参加資格交替者一覧のとおりです。一覧表にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました番号1から番号16の16件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意のうえで土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

説明は以上でございます。

(会長)

はい。ありがとうございます。

ただいま説明のありました、議案第29号について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

(会長)

ないようでしたら採決に移ります。

参与制限対象委員は、委員本人および自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。今回は、7番 多賀君子委員が該当されます。それ以外で該当委員はおられないと思いますが、お気づきでしたら挙手をお願いいたします。

それでは対象の委員は自席で採決に加わらないことといたします。

議案第29号、土地改良事業参加資格交替承認について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手を願います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成多数でありますので、これを承認することとし、申出人に通知することとします。

以上で本日の議案審議は終了します。

午後4時10分閉会